

# 物件供給契約書

今般、第号 につき、瑞浪市と の間に次のとおり契約を締結する。

1 契約物品及び規格数量

- (1) 品名 仕様書のとおり
- (2) 規格 仕様書のとおり
- (3) 数量 仕様書のとおり

2 契約金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

3 契約保証金 免除

4 納入期日及び場所

年 月 日までに へ納入するものとする。ただし、天災地変等発注者がやむを得ない理由と認めるときは、この限りでない。

5 納入の完了

前項による契約物品の納入は、発注者の指定した係員の検査に合格したとき、これを完了する。

6 支払請求書の提出場所

受注者は、発注者の検査確認後、適法の支払請求書を発注者に提出するものとする。

7 対価の支払期日

発注者は、前項による適法の支払請求書を受理した日から30日以内に本契約金額を受注者に支払うものとする。

8 遅延損害金

- (1) 受注者は、正当な理由がなく4の納入期日を過ぎて納入したときは、契約金額につき遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金を発注者に支払うものとし、この遅延損害金は、

発注者が受注者に支払う契約対価の支払いの際これを徴するものとする。

(2) 発注者は、正当な理由なく7の支払期日を遅延することはできない。

## 9 契約の解除

次に掲げる場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。この場合、受注者は、異議の申立てをすることができないものとする。

(1) 本契約の条項に違反したとき。

(2) 発注者の承諾なくこの契約により得た権利若しくは義務を他人に委任又は譲渡したとき。

## 10 納入物品の保証

契約物品の納入後6ヶ月間、発注者の正常な管理の下において製品の不良変質等によって生じたと認められる故障又は、発見された種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものについては、受注者は発注者の請求により直ちに受注者の負担において修理又は取替え納入するものとする。

## 11 妨害又は不当要求に対する通報義務

(1) 受注者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

(2) 受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 12 その他

前各項に記載のない事項は、瑞浪市契約規則によるもののほか発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。

本契約を証するため本契約が書面による場合は本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を所持し、本契約が電子契約による場合は本書を電磁的記録により作成し、発注者及び受注者の電子署名を施したうえ、各自保管するものとする。

年 月 日

発注者 住 所 岐阜県瑞浪市上平町1丁目1番地  
瑞浪市代表 **瑞浪市長**

受注者 住 所  
氏 名